

支障除去等に関する基金制度と類似制度等について

1. 支障除去等基金制度

1) 制度の創設の経緯

本基金が創設される際に、「原状回復措置のあり方について」（原状回復制度検討会 平成9年1月）において、支障除去等に関する費用の手当の基本的考え方について議論され、以下の3つの考え方で整理された。

- ① 産業廃棄物は産業活動によって生じたものであることから、産業廃棄物の排出を伴う産業活動を行う者全体で負担すべき。
- ② 適正処理を行ったことが確認された者を除く排出事業者が負担すべき。
- ③ 産業界だけでなく、行政も負担をすべき。

①については、原因者が不明等の場合に行政がその全額を負担せざるを得ないという状況は本来の産業廃棄物処理の原則からしても不合理であり、産業廃棄物の適正な処理のためのシステムの一環である原状回復制度のために、産業廃棄物の排出を伴う産業活動を行っている産業界としても一定の役割を担うことが妥当とされた。また、③は、原状回復措置については、産業界が産業廃棄物の処理という観点から一定の支援を行うものとしても、本来費用を負担すべき者が存在しない場合に地域の生活環境の保全を図るために行うものであることから、地域住民の安全や健康を保持するという立場から行政としても主体的な役割を担わざるを得ないものであるとされた。

一方②は、適正に処理した者にまで費用負担を求めるることは適当ではないという観点から、適正に処理されたことが確認された者は費用負担の対象から除かれるべきとの考え方であり、PPP (the polluter pays principle) の原則に近い公平性の高い考え方とみなされた。

ただし、このためには、適正に処理したことの公正かつ厳格に確認するシステムが整備されることが前提と考えられるが、そのようなことは容易ではなく、また、システムの維持費が膨大なものとなり、産業界全体で広く、薄く負担する場合よりも個々の事業者の負担はかえって重くなるものと予想されることから、当時の議論では現実的な資金の手当ての方法とはなり得ないとされた。

以上の議論から、②が消去されて①と③の考え方へ立ち、住民の安全や健康の保持の観点から原状回復措置を行う都道府県等と、産業廃棄物の処理の観点から一定の役割を担うべき産業界が、双方で負担、協力し、構築していくことが適当との結論に至っている。

なお、②は、平成13~14年の「不法投棄防止及び原状回復に関する懇談会」でも「産廃デポジット」と名付けられて再び議論となつたが、システムの整備費や維持費が膨大になるとして深掘りされなかつた。

2) 制度の概要

平成10年6月以降に行われた産業廃棄物の不法投棄等において、都道府県等が生活環境保全上の支障を除去する行政代執行を行う場合、産業界、国からの出えんによる産業廃棄物

の者) からの出えんにより基金を設置する旨の規定はあるが、具体的な拠出割合に関する規定はない。

(2) 財団法人漁場油濁被害救済基金

1) 制度の概要

船舶、工場等から流出し、又は排出される油による漁場油濁であってその原因者が判明しないものについて、被害漁業者に対する救済金の支給を行うとともに、漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃を推進する措置を講ずることにより、被害漁業者の迅速な救済と漁場の保全を図り、もって漁業経営の安定に資することを目的とする（本基金寄附行為第3条）。

名称	財団法人漁場油濁被害救済基金
設置年月	1975年3月
経緯等	昭和50(1975)年3月3日、農林省、通商産業省及び運輸省(当時)の共管の下に財団法人設立の許可。
事業規模	<p>漁場油濁に係る油のひろがりの防止及び当該油の除去その他漁業被害の発生又は拡大の防止、漁場油濁に係る油の付着等により効用の低下した漁場における当該油の清掃及び当該漁場の復旧(防除事業)、被害漁業者に対する救済金の支給(救済事業)、漁業者が実施した防除措置及び清掃作業に要した経費の支弁(特定防除事業:平成15年9月~24年3月)に分けられる。</p> <p>直近年度(平成20年度)の事業費は、</p> <p>防除事業 2,139万円、救済事業 3,546万円、特定防除事業 1,559万円</p> <p>また、基金が万一不足する場合の備えの準備金として、防除事業5,000万円、救済事業8,500万円を積んでいる。</p>
拠出団体・寄付者	防除事業：国1/4、都道府県1/4、拠出団体(民間)1/2 救済事業：拠出団体18団体(個人の財産保障のような性格のため、拠出は民間のみ)漁業を営む個人又は法人(水産業協同組合を除く。)であって、漁業協同組合の組合員資格を有するもの。前号の者が構成する社団で法人格を持たないもの。水産業協同組合。
支給対象	船舶、工場等から流出し、又は排出される油による漁場油濁による被害漁業者
損金算入の有無	損金算入なし
連絡先	財団法人漁場油濁被害救済基金

しているが、原因者による防除措置及び清掃作業が行われない漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した費用を支弁する事業並びに原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のため漁業者が行った防除措置及び清掃作業に要した費用の総額のうち、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）第7条に定める船舶の所有者等の責任の限度額を超えた費用を支弁する事業（以下「特定防除事業」という。）を行う。

- 2 特定防除事業に要する費用は、特定防除事業を実施することを目的として交付された資金を、次の左に掲げる資金の区分ごとに、それぞれ右に掲げる割合により造成された防除清掃費助成事業資金から支弁する。

国からの補助金 2分の1

関係都道府県からの負担金 2分の1

- 3 中央審査会は、経過措置期間において、第31条第2項に定めるものほか、特定防除事業に関する事項について調査審議する。

- 4 業務方法書には、経過措置期間において、第38条第2項に定める事項のほか、特定防除事業に関する事項を定めるものとする。

(3) 公害健康被害予防事業基金（公害健康被害補償法）

1) 制度の概要

大気汚染の改善状況等を踏まえ、大気汚染の原因者の負担に基づき個人に対する個別の補償を行うことは合理的でなくなったとの考え方から、公害健康被害補償法（以下「補償法」という。）等の改正が行われ、その結果、昭和 62 年（1987 年）に新たな公害患者を認定しないこととなった。その代替措置として、大気汚染の影響による健康被害を予防するため、健康被害予防事業が実施されることになり、その事業を行うための基金を昭和 63 年から約 7 年かけて造成した。

独立行政法人環境再生保全機構が基金を管理・運用しており、基金の運用益により、調査研究、知識の普及、研修などを実施する。また都道府県等などが行う、①大気環境改善のための計画作成、②健康相談、③健康診断、④機能訓練、⑤施設整備などの事業に対して、助成を実施する。

名称	公害健康被害予防事業基金
設置年月	1987 年 3 月
経緯等	中央公害対策審議会の答申を踏まえ、公害健康被害補償法などの改正が行われ、昭和 63 年 3 月 1 日をもって第一種地域の指定が解除され、健康被害予防事業が実施された。
事業規模	基本財産 約 500 億円 直近年度の地方公共団体助成額 平成 20 年度 65 億 3,279 万円（取り崩し） 平成 19 年度 約 5 億円 平成 18 年度 約 5 億円
拠出団体・寄付者	①大気汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者 (法改正時点において、硫黄酸化物 (SO _x) を排出する大気汚染防止法の規制対象となる煤煙発生施設などが設置されていた企業および、工場・事業場の全施設の最大排出ガス量が規定値以上の企業。) : 経団連を通じて拠出。 ②大気の汚染に関連する事業活動を行う者 ③国 拠出割合=① : ② : ③ = 8 : 1 : 1
支給対象	都道府県等（地域住民の健康相談や健康診査等を実施）
損金算入の有無	損金算入あり
連絡先	(独)環境再生保全機構 予防事業部 環境保健課

2) 費用負担の考え方

補償法において、公害健康被害補償予防協会（(独)環境再生保全機構が H16 年 4 月 1 日

に業務承継）が行う業務に必要な経費の財源をその運用によって得るための基金を設け、大気の汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者等から拠出される拠出金をもつてこれに充てることとし、政府は、協会に対し、基金に関する財政上の措置を講ずることが定められている。

拠出割合については、大気汚染の直接原因者、大気汚染に関連のある事業活動を行う者）、国が、8：1：1の割合で拠出することは法に規定しておらず約束事として決められている。

なお、昭和63年以前の認定公害患者への補償は、年々減少しているが現在も続いている。公害健康被害者に対する補償に要する費用については、公害健康被害補償予防制度が民事責任を踏まえた制度であることから、汚染物質の排出原因者が共同で負担することを基本としている。この毎年の補償金も本基金の拠出割合と同じ8：1：1で、ばい煙発生施設等の固定発生源（工場・事業場の設置者）は、硫黄酸化物排出量を基礎として算定される額を拠出している。

3) 根拠条項等

「公害健康被害の補償等に関する法律」

第五章 公害健康被害予防事業

第六十八条 機構は、大気の汚染の影響による健康被害を予防するため、次の業務を行う。

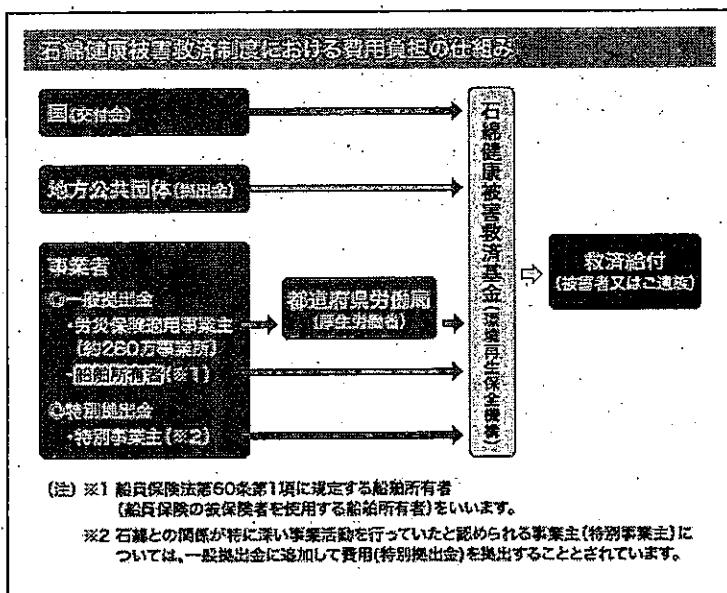
- 一 大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究、知識の普及及び研修を行うこと。
- 二 大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する計画の作成、健康相談、健康診査、機能訓練又は施設若しくは機械器具の整備を行う地方公共団体（施設又は機械器具の整備を行う者に対して助成を行う地方公共団体を含む。）に対する助成金を交付すること。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（基金）※削除

第98条の2 協会は、第88条第4号及び第5号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源をその運用によって得るための基金を設け、大気の汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者その他大気の汚染に関連のある事業活動を行う者から拠出される拠出金をもつてこれに充てるものとする。

- 2 協会は、基金に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。
- 3 前条の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同条第3号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で運用方法を特定しないもの」と読み替えるものとする。

後に見直しされる。



3) 根拠条項等

「石綿による健康被害の救済に関する法律」

(基金)

第三十一条 機構は、救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を除く。）に充てるため石綿健康被害救済基金を設ける。

2 前項の石綿健康被害救済基金は、次条第一項の規定により政府から交付された資金、同条第二項の規定により地方公共団体から拠出された資金、第三十五条第二項の規定により船舶所有者から徴収した一般拠出金、第三十六条の規定により厚生労働大臣から交付された金額、第四十七条第一項の規定により徴収した特別拠出金、第二十七条第一項の規定により徴収した金額及び当該石綿健康被害救済基金の運用によって生じた利子その他の収入金の合計額に相当する金額からこの法律の規定により機構が行う業務の事務の執行に要する費用に相当する金額を控除した金額をもって充てるものとする。

(交付金等)

第三十二条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を含む。次項を除き、以下同じ。）に充てるための資金を交付することができる。

2 地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用に充てるための資金を拠出することができる。

(地方債の特例)

第三十三条 前条第二項の規定に基づく地方公共団体の機構に対する拠出に要する経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

(国庫の負担)

第三十四条 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、次条第一項の一般拠出金の徵収に要する費用の一部を負担する。

(一般拠出金の徵収及び納付義務)

第三十五条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主（徵収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。）から、毎年度、一般拠出金を徵収する。

- 2 機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十条第一項に規定する船舶所有者（以下「船舶所有者」という。）から、毎年度、一般拠出金を徵収する。
- 3 労災保険適用事業主及び船舶所有者は、一般拠出金を納付する義務を負う。

(機構に対する交付)

第三十六条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により一般拠出金を徵収したときは、機構に対し、徵収した額から当該一般拠出金の徵収に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額に相当する金額を交付するものとする。

(一般拠出金の額)

第三十七条 第三十五条第一項の規定により労災保険適用事業主から徵収する一般拠出金（以下「第一項一般拠出金」という。）の額は、徵収法第十条第二項第一号の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額に一般拠出金率を乗じて得た額とする。

- 2 第三十五条第二項の規定により船舶所有者から徵収する一般拠出金（以下「第二項一般拠出金」という。）の額は、前年度において当該船舶所有者が使用するすべての船員に支払われた賃金の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に一般拠出金率を乗じて得た額とする。
- 3 前二項の一般拠出金率は、救済給付の支給に要する費用の予想額、第三十二条第一項の規定による交付金及び同条第二項の規定による拠出金があるときはそれらの額並びに指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が厚生労働大臣及び事業所管大臣と協議して定める。
- 4 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

(5) 不法投棄対策支援事業

1) 制度の概要

自動車ユーザーから預託された自動車リサイクル料金のうち、フロン類の再利用、事故によるエアバッグ類の展開、解体自動車の輸出等によって、使用されることがなくなったリサイクル料金は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、「自動車リサイクル法」という。）第98条の規定により「特定再資源化預託金等」として離島対策、不法投棄対策の支援事業等に出えんできることになっている。

この制度を活用して、財団法人自動車リサイクル促進センターでは、平成17年10月から使用済自動車の行政代執行を前提として、不法投棄車両の処理費用に対して最大で当該費用の8割を支援している。

名称	不法投棄対策支援事業
設置年月	2005年10月
経緯等	自動車リサイクル法に基づき財団法人自動車リサイクル促進センターにおいて創設
事業規模	特定再資源化預託金等 約23億（2008年3月末現在） 不法投棄等対策支援事業実績（平成17～20年度） 1,683万円
拠出団体	財団法人自動車リサイクル促進センター (自動車ユーザーから預託されたリサイクル料金の剩余金)
支給対象	地方公共団体
積金算入の有無	—
連絡先	財団法人自動車リサイクル促進センター

2) 費用負担の考え方

不法投棄対策支援事業は、原則、原因者に負担を求めた上で、なお改善されないケースに、やむを得ず生活環境保全上の支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対してのみ、リサイクル料金の剩余金を原資に資金協力するという考え方である。

なお、以下の考え方から、全額支援ではなく、少額であっても地方公共団体に一定の負担をしていただくこととしている。

- ① 違法保管等の不適正処理や不法投棄がなされないような取組が、一層確実になれる。
- ② 原因者にとって「棄て得」とならず、費用の求償が確実に実施される。
- ③ 支障の除去のための措置（現場からの撤去、再資源化・処理）が効率的かつ低コストでなされる。

使途の種別	該当団体数
リサイクル関連情報の提供	1
再生製品市場形成	1
環境リサイクル産業の育成・振興	1
不法投棄された産業廃棄物等の撤去	1

2) 費用負担と使途の考え方

徴収額について、排出量ベースで決定する「事業者申告納付方式」と、最終処分量ベースで決定する「最終処分業者特別徴収方式」がある。

前者は、減量化に対するインセンティブや意識付けがより働きやすい一方、徴税事務負担の観点から、課税対象を大規模な事業者に限定せざるを得ない。後者は、簡素な仕組みで公平に課税でき、かつ広域調整も容易である一方、税負担者として想定されている排出事業者への転嫁が十分になされず所期の減量化効果が得られないおそれがある。

税収の使途としては、一般に、リサイクルの技術開発や施設整備への助成、優良な処理業者の育成、監視体制の強化等の不適正処理未然防止対策、普及啓発活動に活用されている。不法投棄による支障を除去するための財源に充てている自治体はあるが、現行では不法投棄の原因者に課税できる仕組みとなっていないことから、不法投棄とは関係がない納税者から徴収された税収が不法投棄の支障除去に充てられることは、税負担者の理解がない限り適当でないという指摘もある。

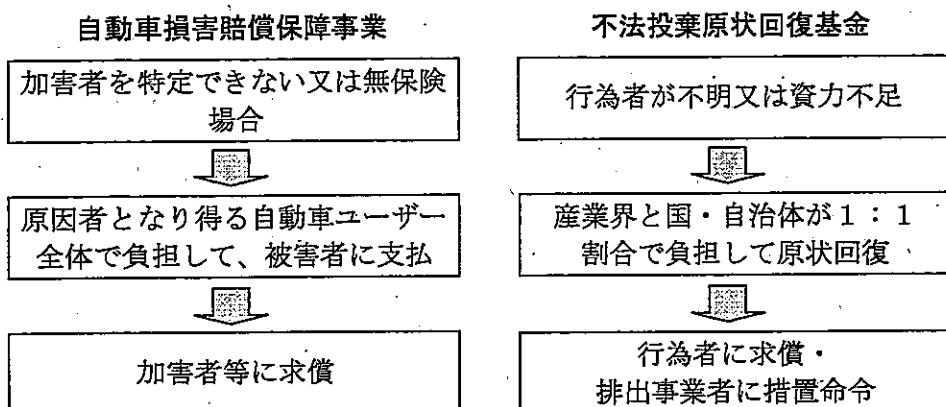
また、不法投棄が一定の業種に偏りが見られるのに対して、全ての事業者に対して一律に負担を強制することについては公平性の面から問題があり、不法投棄防止ための努力が見えず、モラルハザードにつながる可能性がある。更に、不法投棄量減少傾向下に、税のように固定化することが適當かという意見もある。

【出典：産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する検討会最終報告（平成16年6月）；環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課】

2) 費用負担と使途の考え方

一定の確率頻度で発生する交通事故による被害者を救済するための保険金を、自動車および原動機付自転車の保有者は交通事故の原因者となりえることから、車両の保有者全体で負担する考え方。

3) 原状回復基金制度との類似性



4) 根拠条項等

「自動車損害賠償保障法」

(自動車損害賠償保障事業)

第七十一条 政府は、この法律の規定により、自動車損害賠償保障事業を行う。

(業務)

第七十二条 政府は、自動車の運行によって生命又は身体を害された者がある場合において、その自動車の保有者が明らかでないため被害者が第三条の規定による損害賠償の請求をすることができないときは、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補する。責任保険の被保険者及び責任共済の被共済者以外の者が、第三条の規定によって損害賠償の責に任ずる場合（その責任が第十条に規定する自動車の運行によって生ずる場合を除く。）も、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補する。

2 政府は、第十六条第四項又は第十七条第四項（これらの規定を第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求により、これらの規定による補償を行う。

3 前二項の請求の手続は、国土交通省令で定める。

(代位等)

第七十六条 政府は、第七十二条第一項の規定による損害のてん補をしたときは、その支払金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得する。

- 2 政府は、保険契約者若しくは被保険者又は共済契約者若しくは被共済者の悪意によつて損害が生じた場合において、保険会社又は組合が第十六条第一項（第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定により被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、その支払金額の限度において、被害者が保険契約者若しくは被保険者又は共済契約者若しくは被共済者に対して有する権利を取得する。
- 3 政府は、保有者の損害賠償の責任が発生しなかつた場合において、保険会社又は組合が第十七条第一項（第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定により被害者に対して仮渡金の支払をしたときは、被害者に対してその返還を請求することができる。

（自動車損害賠償保障事業賦課金）

第七十八条 保険会社、組合及び第十条に規定する自動車のうち政令で定めるものを運行の用に供する者は、国土交通省令で定めるところにより、政令で定める金額を、自動車損害賠償保障事業賦課金として政府に納付しなければならない。

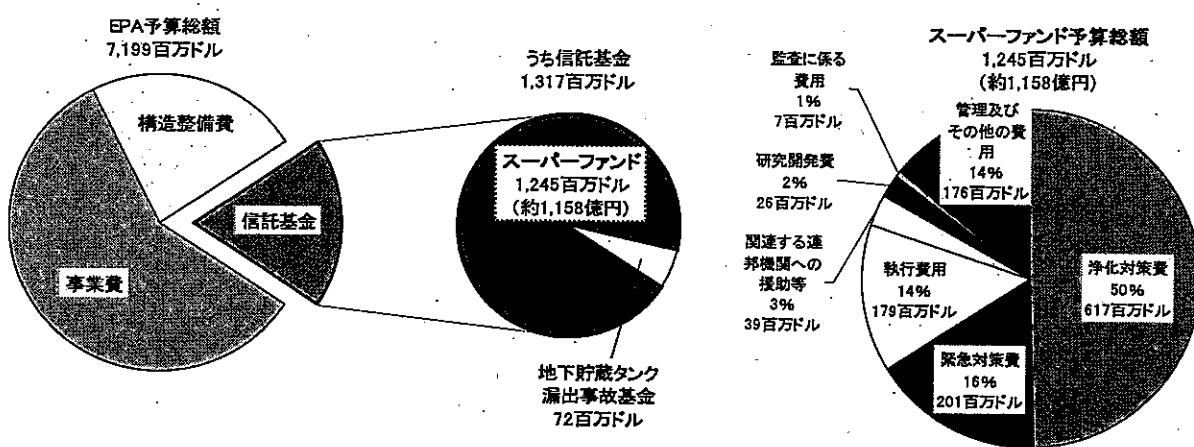
（自動車損害賠償保障事業に関する費用の繰入れ）

第八十二条 政府は、第十条に規定する自動車（第七十八条の政令で定めるもの及び道路以外の場所のみにおいて運行の用に供するものを除く。）について、第七十八条の自動車損害賠償保障事業賦課金に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、国の他の会計から自動車安全特別会計に繰り入れるものとする。

2 政府は、この法律に規定する自動車損害賠償保障事業の業務の執行に要する経費の一部を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から自動車安全特別会計に繰り入れるものとする。

3) 信託基金の予算総額

図2にEPAの総予算から2008年度に割当てられた信託基金への予算総額とその内訳を示す。



*「執行費用」は汚染の責任当事者に浄化修復を行わせる執行費用を指す

図2 2008年度 EPA予算総額とスーパーファンド予算の用途内訳

また、スーパーファンド法に基づくEPAの浄化対策代執行に対する補償等の回収費用見込みとEPAとの和解によるPRPの将来的な費用負担額について2008年度実績の事例を図3に示す。

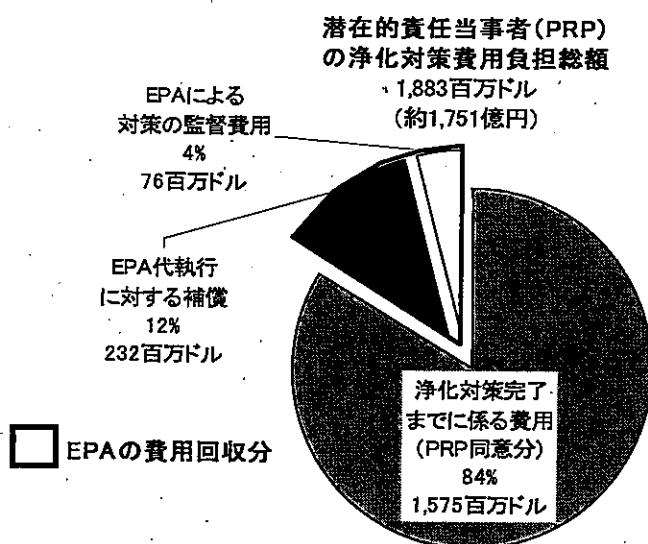


図3 2008年度に確保したPRPの浄化対策費用負担総額

4) 基金の現状とその後の動向

1980年のスーパーファンド法は汚染者負担の原則 (the polluter pays principle)に基づき、汚染の代表的な原因とされる化学物質や石油を取り扱う企業やその関連業界に対し課税することにより、それを主たる財源とした。1986年の改正法では財源を増やすべく、関連企業等から法人収益税として信託基金の予算に直接含まれる特別環境税を設けた。

